

大個審答申第 130 号
令和 2 年 3 月 19 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 松本 和彦

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 30 年 10 月 31 日付け大総務第 e-83 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った平成 30 年 10 月 3 日付け大総務第 e-79 号による訂正不承認決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 訂正請求

審査請求人は、平成 30 年 8 月 8 日、保護条例第 28 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 30 年 3 月に総務局が作成した文書『権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について』について、訂正を求める旨の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を、「総務局行政部行政課情報公開グループ（以下「情報公開グループ」という。）において平成 30 年 3 月に作成した『権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について』と題する文書」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、本件情報の訂正を行わない理由を次のとおり付して、保護条例第 32 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者が行った公開請求に係る評価・判断を記載したものであり、保護条例第 28 条第 1 項の『事実』には該当しないため」

3 審査請求

審査請求人は、平成 30 年 10 月 15 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本決定を取消し、求めた訂正について、承知することおよび訂正することを求める。

不承認の理由に「…公開請求に係る評価・判断を記載…」とあるが、根拠なく、また、事実に基づかないこと明白である。また、市民の知る権利を不当に奪う職権濫用による「評価・判断」である。

本件情報の 2 ページにある「2 特定公開請求者からの公開請求の権利の濫用を理由とした却下の可否について」に記載されている内容及びその趣旨は、すべてが事実でなく不正又は誤りである。「Aからの障害認定審査についての不服に端を発する公開請求」としていることについて、根拠・理由の説明がないため、「何をもって不服」、「何をもって端」としているのが不明である。障害認定審査についての説明が不十分なため、認定等級について不服なのか否か判断できない状況である。

訂正を求めている保有個人情報、公開請求を却下する結論ありきで、事実に基づかずに、不正・不当な理由により作成していることは明白である。求めた訂正前の内容が誤りであり、不当であることが明白であり、求めた訂正後の内容は、「完全な事実」であることが明白である。

理由提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものである（最判昭和 60 年 1 月 22 日他）。

したがって、本件訂正不承認は、提示された理由が不十分又は不正であり、このことのみで無効である。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件情報について

審査請求人は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「公開条例」という。）第 5 条の規定に基づき、約 600 件に及ぶ膨大な件数の公文書の公開請求を行っており、公開条例の実施機関である大阪市長として、特定請求者から反復的な請求が行われた場合には権利濫用を理由とする却下をすべきとする過去の大阪市情報公開審査会の答申等に鑑み、権利濫用を理由とする却下を検討する必要があるあった。

公開条例の実施機関である大阪市長の補助組織である北区役所及び福祉局では、審査請求人による一連の公開請求の却下の可否について弁護士によるリーガルチェックを受けるに当たり、本市の情報公開制度を運用の所管部署である情報公開グループの見解を求めることとした。

これを受けて情報公開グループでは、本件情報を作成したが、その中に、審査請求人が一連の公開請求をする発端となった動機について「障がい認定審査についての不

服に端を發する公開請求」との記載（以下「本件記載」という。）がされていた。

2 本件情報のうち、訂正を求める箇所及び内容について

審査請求人は、自己に関する個人情報である本件記載について、公開請求をする発端となった動機が、障害等級認定について不正・不適切な対応・事務処理があり、またこれまで自身の障害等級認定について根拠に基づく具体的な説明が行われていないことであることを理由として、「障がい認定審査について北区および福祉局の不正な対応・説明または不十分な説明に端を發する公開請求」との記載への訂正の請求をした。

3 訂正不承認とした理由

本件請求は、本件情報のうちの審査請求人が行った一連の公開請求の発端となった動機の記載である本件記載について、「障がい認定審査についての不服」との記載を「障がい認定審査について北区および福祉局の不正な対応・説明」に訂正することを求めるものであるところ、本件情報は、公文書の公開請求の却下についての情報公開グループの見解を記載したものであり、本件情報の中には審査請求人の発言内容等を記載した部分もあるが、本件記載は、審査請求人の発言内容として記載されたものではなく、一連の公開請求の発端となった審査請求人の動機についての本件情報の作成時点における情報公開グループの認識・評価・判断として記載されているものであることは、本件情報の作成趣旨から明らかである。

このように、本件記載は、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項ではなく、一連の公開請求の発端となった審査請求人の動機に関する情報公開グループとしての評価・判断を記載したものであるから、仮にその評価・判断が誤っていたとしても、本件情報の作成時点における情報公開グループの評価・判断として客観的、明確に誤りがあるとは認めがたい性格を有するものであることは明らかである。

以上のとおり、本件請求の対象とされている本件記載は、保護条例第 28 条第 1 項の「事実」に該当しないことから、本件決定を行ったものである。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

保護条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、保護条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求について、本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、本

件決定を取り消し、訂正することを求めて争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 保護条例第 28 条第 1 項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

ここで、「事実」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項をいうものと解される。

(2) 当審議会において、本件情報を見分したところ、本件情報のうち本件記載は、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項ではなく、一連の公開請求の発端となった審査請求人の動機に関する情報公開グループとしての評価・判断を記載したものであることが認められた。

したがって、本件請求の対象とされている本件記載は、審査請求人が提出及び主張した各証拠書類について訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料であるか否かを判断するまでもなく、保護条例第 28 条第 1 項に規定する「事実」には該当しない。

(3) なお、審査請求人は、本件決定に係る本件情報の訂正を行わない理由の附記に不備がある旨主張しているが、前記第 2 の 2 のとおり、訂正を求めている保有個人情報が保護条例第 28 条第 1 項の「事実」に該当しないと説明していることから、当審議会としては、理由附記の不備はないと考える。

(4) 審査請求人は、ほかにも縷々主張するが、これらはいずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

4 答申に至る手続について

本件決定の妥当性の判断に当たって、当審議会は、前記 3 のとおり、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報が、保護条例第 28 条第 1 項に規定する「事実」に該当するか否かを判断したものであって、その他の審査請求人の意見は当審議会の判断を左右するものではなかったことから、本件審査請求については、保護条例第 61 条第 1 項ただし書の規定により意見陳述を実施せず、答申に至った。

5 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

(参考) 答申に至る経過

平成 30 年度諮問受理第 1 号

年 月 日	経 過
平成30年10月31日	諮問書の受理
令和元年7月16日	実施機関から意見書の收受
令和元年7月17日	調査審議
令和元年8月8日	調査審議
令和元年9月25日	調査審議
令和元年10月31日	調査審議
令和元年11月28日	審査請求人から意見書の收受
令和2年2月13日	調査審議
令和2年3月19日	答申